

「第三水俣病」問題の現在的位相 (I)

— 「第三水俣病」と水銀パニック —

渡 辺 伸 一 関 礼 子*

1. はじめに⁽¹⁾ —なぜ「第三水俣病」を問題にするのか—

1995年は、水俣病未認定患者問題の歴史において画期をなす年となった。水俣病の各被害者団体が、政府・与党による「最終解決案」の受け入れを表明したことで(熊本水俣病の関西訴訟原告らを除く)、未認定患者問題をめぐる長期にわたる紛争は、ようやく「解決」に向けて大きく歩みだしたからである。しかし、未認定患者が起こした一連の訴訟の一審判決では約85%が水俣病と認められているにもかかわらず、「解決案」は、未認定患者を公式には水俣病と認めていない。この意味では、患者らは「苦渋の選択」を強いられたわけであり、「真の解決」と呼ぶには程遠いものと受けとめられている。

ところで、ここで水俣病とは、言うまでもなく不知火海沿岸で発生した熊本水俣病(第一水俣病)と阿賀野川流域で発生した新潟水俣病(第二水俣病)のことであるが、かつて、これら以外にも水俣病があるのではないかと問題になったことがあった。九州の有明海沿岸で問題化した「第三水俣病」などがそれである。

われわれは、水俣病未認定患者問題が、政府・与党案によって「解決」へと導かれようとしているこの時期、あえて「第三水俣病」問題を再考してみたいと思う。未認定患者問題が紛糾化した根本には認定基準の過度の厳格化という事態があるのだが、「第三水俣病」の発生は、この厳格化の一つの契機となっている。したがって、未認定患者問題の「解決」をめぐる現在の問題は、「第三水俣病」否定の是非/妥当性という歴史的な問題を必然的に呼び起こす、と考えられるからである。

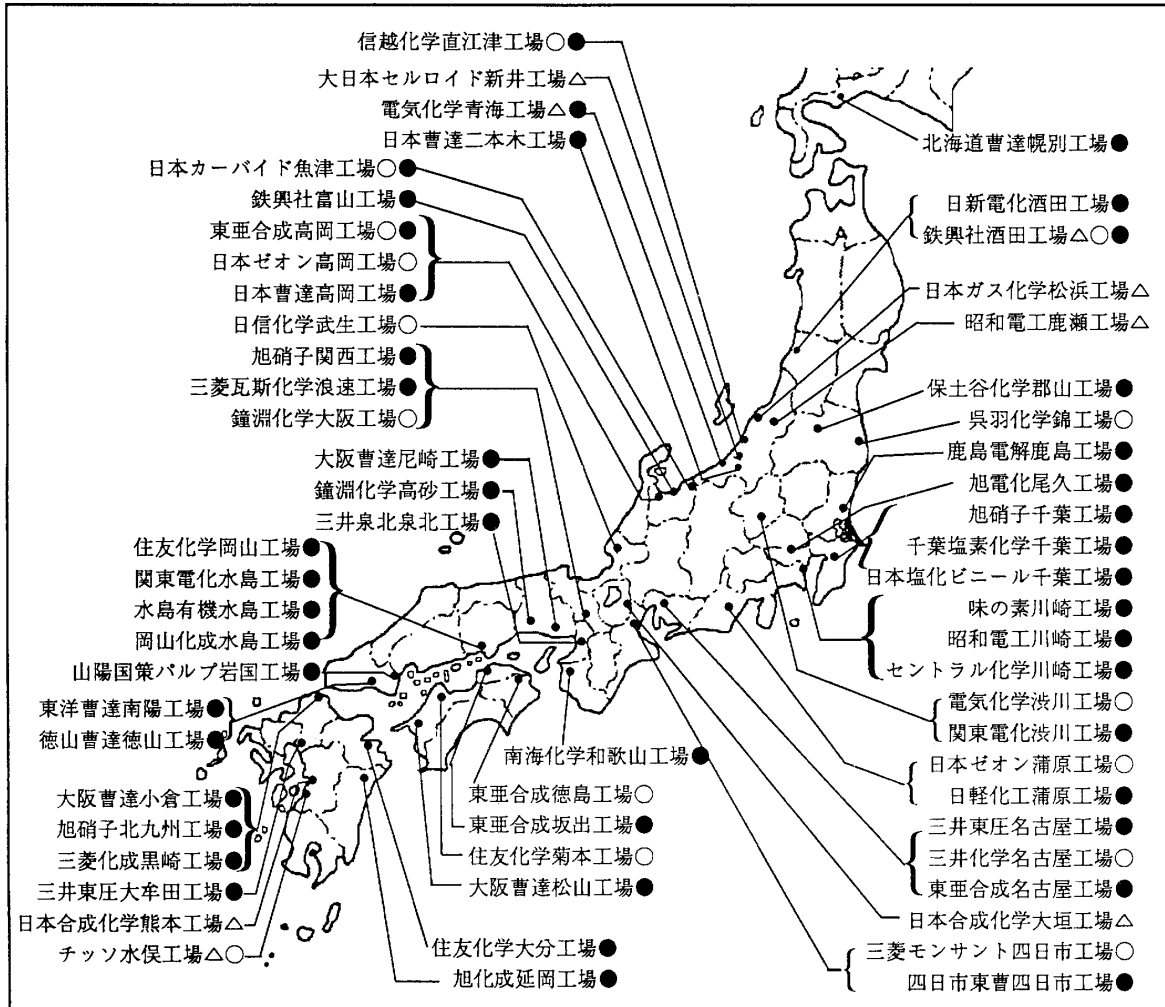
こうした問題関心に基づき、まず本稿では、「第三水俣病」とは何であったのか、をわれわれの調査結果も踏まえ、改めて捉え直してみたい。そして、続く「『第三水俣病』問題の現在的位相(II)」では、「第三水俣病」と同じ時期に問題化した新潟県・関川水系における「関川水俣病」問題について論じ、最後にこれを「第三水俣病」問題と比較検討することによって、“幻”となった一連の水俣病問題が投げかける今日的意味について考察していくことにしたい。

2. 「第三水俣病」の概要とその社会的背景

1973年5月22日、朝日新聞は一面トップで“有明海に「第三水俣病」”という記事を報じた。「熊本大学医学部10年後の水俣病研究班」が、熊本県天草上島に位置する有明町で定型的水俣

※ 東京都立大学大学院

図1 水銀使用工場地図



[註] 1.「技術と人間」(1973年10月号)の「水銀汚染地図」を参考にし、それに「通産省調べ」(1959、1973)を加筆し作製(作製:渡辺伸一,関礼子)。ただし、生産時期、水銀使用量等は省略した。
 2.工場名後の記号の意味は次の通り。△=アセトアルデヒド生産工場、○=塩化ビニール生産工場、●=カセーソーダ生産工場。

病と全く区別できない患者5名、一応水俣病と同様とみられる患者を3名発見したという衝撃的な内容であった。他社に先駆けてのこのスクープが引き金となって、「第三水俣病」問題は瞬く間に社会問題化した。「第三水俣病」は、報道各社のスクープ合戦の態をとりながら、それが「日本各地で起こりうる問題」であることを告発していった。当時、稼働中もしくはかつて稼働していた水銀使用工場は全国各地に存在していたため(図1)、そうした工場の周辺では第四、第五の水俣病の発生が疑われた。さらに、全国の沿岸で奇形魚や水銀含有量の高い魚がみつかることがクローズ・アップされた。魚類を常食としている魚屋、寿司屋などで、かなり高い頭髮水銀値の人がみつかるなど、問題は地理的にも社会的にも広がっていった。漁師から市場関係者、加工業者や消費者に至るまでが、いわゆる“水銀パニック”の渦中に巻き込まれたのである。

こうした状況にもかかわらず、「第三水俣病」や“水銀パニック”問題の終結は、あっけな

いものであった。表1（論文未掲）は、「第三水俣病」問題が“水銀パニック”へと至る経緯、およびそれらが鎮静化してゆく経緯を示したものである。ここにみられるように、1973年7月1日に大牟田市の「患者」が、また同年8月17日に有明町の「患者」が「水俣病ではない」と結論づけられて以降、水銀パニックは序々に収まってゆく。折しもこの冬、石油危機が起こり、社会の関心は水銀汚染から遠のいてゆくことになった。さらに翌年の7月12日、「水銀汚染調査検討委員会健康調査分科会」で新たな水俣病患者の発生がないという結論が出されるのと前後して、全国各地で危惧されていた第四、第五の水俣病も次々と否定されていった。「第三水俣病」と“水銀パニック”は、あたかも一時的な社会現象であったかのように、一年余りで消えていったのである。

では、なぜこの時期に「第三水俣病」が全国的な問題となったのか。なぜ「第三水俣病」問題は、“水銀パニック”をもたらすほどの影響を与えたのか。既に不知火海沿岸での水俣病、阿賀野川流域での新潟水俣病の発生をみていたこの時期に、「第三水俣病」が社会問題化した背景には、どのような要因があるのか。具体的に「第三水俣病」問題を検討するに先立って、「第三水俣病」の社会的背景をおおまかに押さえておきたい。

（1）「環境」をめぐる状況と変化 — 「第一次環境ブーム」から「環境の冬の時代」へ

局地的な問題であった公害問題が、身近な問題として浮かび上がってくるのが、1960年後半から1970年にかけてである。この時期、自治体の活発な企業・工場誘致政策の結果、日本全国で公害問題が頻発していた⁽²⁾。東京での「光化学スモッグ」発生の衝撃も大きかった。こうした状況のなかで、1970年、いわゆる「公害国会」が開かれることになる。この国会では公害対策基本法が一部改正されたほか、水質汚染防止法や公害防止事業費事業者負担法など、一度に公害関係14法が成立、環境庁の設置が決められた。また、1972年にはストックホルムで国連環境会議が開かれるなど、国内的にも国際的にも「反公害」、「環境重視」の世論が大きくなってきた。1973年5月に始まる「第三水俣病」問題は、こうした環境汚染の深刻化と環境保全への世論動向（いわゆる「第一次環境ブーム」）の波に押されて一気に表面化し、石油危機を契機に迎える「環境の冬の時代」に収束する、という文脈でまずは捉えられる。

（2）四大公害裁判での患者勝訴と被害者補償

1971年6月にイタイイタイ病（三井金属が控訴するも1971年8月に患者側勝訴）、同年9月に新潟水俣病、1972年7月に四日市ぜんそくの裁判が原告患者側勝訴に終わった。また1973年3月には熊本水俣病裁判で患者側が勝訴するに至って、いわゆる四大公害裁判が幕を閉じた。「第三水俣病」問題は、まだ熊本水俣病裁判勝訴の記憶さめない5月に発生した問題である。新潟水俣病問題では、被害者側（新潟水俣病共闘会議）と昭和電工とが「補償協定」締結へ向けて動きだした頃にあたる⁽³⁾。日本を「代表」する悲惨な公害問題がようやく解決したかと思われたこの時期、「第三水俣病」発生報道の衝撃は大きかった。しかも「第三水俣病」は、熊本と新潟の水俣病の原因だったアセトアルデヒド生産工程が既に時代遅れとなり、廃棄された後に起こった問題である。にもかかわらず、通産省が急遽、過去にアセトアルデヒドを生産していた工場の未回収の水銀量を再点検したこと、他の水銀使用工場（塩化ビニール生産工場やカセーソーダ生産工場）にも水銀汚染の疑惑が持たれたことで、行政に対する信頼は大きく揺らぐことになった。「終わったはず」の水俣病が、行政の過去の無策を介して、「新たな水俣病」の恐怖を呼び起こすことになったのである。

3. 「第三水俣病」問題と有明町の「患者」

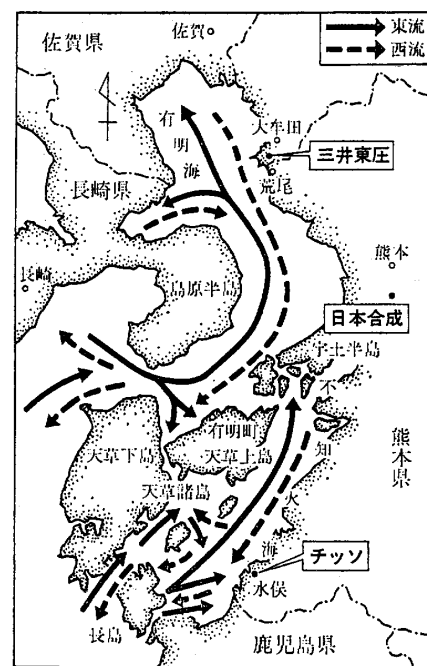
「第三水俣病」問題の発端は、「熊本大学医学部10年後の水俣病研究班」(代表：武内忠男教授)の第2年度の研究報告内容を、朝日新聞がスクープしたことにある。この研究報告は、水銀濃厚汚染地区(水俣地区：湯堂・出月・月浦)、比較的汚染が少ない地区(御所浦地区：嵐口)、ほとんど汚染がない地区(有明地区：赤崎・須子・大浦)を比較検討し⁽⁴⁾、『10年後の水俣病に関する疫学的、臨床医学的ならびに病理学的研究』にまとめられたもので、「第三水俣病」発生報道はこの報告書の次の部分に基づいている。

「問題となったのは、有明地区で、定型的水俣病と全く区別できない患者が5名(21.7%)あり、一応水俣病と同様とみられるものが3名、さらに水俣病の疑いと同じようにみられるものが2名あって、保留されたものが9名ある。現在の魚類メチル水銀含有量からの発症は考えにくいが、疫学的調査から有明地区の患者を有機水銀中毒症とみうるとすれば、過去の発症と見るとしても、これは第2の新潟水俣病に次いで、第3の水俣病ということになり、その意義は重大であるので、今後この問題は解決されねばならない。同時にメチル水銀汚染源の調査研究を必要としよう。」(日本公衆衛生協会,1974:6-7,下線部強調は筆者。)

このかなり慎重な記述がマスコミ報道のなかで「第三水俣病」発生と報じられたことが、以後の「第三水俣病」問題の拡大と“水銀パニック”に大きな影響を与えることになった。「第三水俣病」疑惑は、まずはじめに有明町、次に有明海沿岸の宇土市、三角町、大牟田市へと拡大し、山口県徳山湾沿岸(新南陽市)へと飛び火した形になっている⁽⁵⁾。各地で進行していた水汚染が、ここに来て一気に噴出したのである。

さて、「第三水俣病」問題の発端となった有明町では、この問題に対してどのような反応を示したのだろうか。有明町は、1956年、大浦、須子、赤崎、上津浦、下津浦、島子の7カ村が合併して有明村となり、1958年に町制施行された町である。その名のとおり有明海に臨むこの町は、田畑や果樹などの農業の他、零細ながらも、コノシロ、鱈、鰯、ペラなど、豊かな海の幸に恵まれた漁業が営まれていた。研究班が「ほとんど汚染がない地区」として対照地区にしたのは、有明海が「第三水俣病」問題発生以前に、NHKの朝のドラマ「藍より青く」で名を馳せたことから領けることである。この美しいはずの有明海に起こった「第三水俣病」問題は、保留された9名を除く有明町「患者」10名、さらに漁業従事者(経営体数190:当時)にとっても「寝耳に水」だった。当時、有明町は人口約8000、世帯数約2200。この静かな町が「第三水俣病」の舞台として報道されると、「社会党、共産党、公明党などの国会議員団が事情聴取のため、また新聞社、テレビ局、週刊誌などの報道陣が続々、取材のため来町し、われわれの平和郷は、一夜にして不安と恐怖のルツボと化した」(『広報有明』1973年6月1日)という。

図2 水銀汚染地域の概況



【出典】(滝沢,1973)

「第三水俣病」問題の現在的位相（I）

では、「第三水俣病」の疑いを持たれた人は、どのような人々だったのだろうか。当時の新聞には、「患者」と疑われた10人の症状や生活歴が記載されている。少々長くなるが、引用してみたい（1973年5月23日付毎日新聞より括弧内引用、但し実名は伏せた）。

Aさん、74歳、女性、主婦

- ・症状；「十年ほど前から足のしびれがひどい。ひざを曲げて座ることができず、いつもなかば投出したかっこう。本渡市の開業医にとときどき通院するが『関節炎ではないか』といわれるぐらいでハッキリ診断を下してくれない。視、聴力も弱っている。」
- ・生活歴；「夫(七六)が漁業、Aさんは農業をしていたが、ここ十年ほど仕事ができない。現在は炊事がせいっぱいの状態で、台所からミソ汁を食卓に運ぶのさえしばしば夫に手伝ってもらう。いまも魚を食べている。」

Bさん、71歳、女性、主婦

- ・症状；「八年前から有明町大浦の病院に週一回通院。五年前から右手の中、クスリ指が曲がって真っ直ぐにならないようになった。視力も落ちた。」
- ・生活歴；「昭和十六年、満州から夫の□さん(七〇)と有明町に引揚げた。□さんは漁業、Bさんは看護婦の仕事もした。二人とも魚は『一日でもないとさびしい』ぐらい好きでよく食べた。」
- ・その他；「□さんは『妻もそうだが、私も水俣病ではないか』と心配しているという。□さんも十年前から視力が落ち、全身の膚にヤケドをしたあとのようにピリピリとした痛さを感じる。」

Cさん、62歳、男性、漁業

- ・症状；「四、五年前から体がだるく、とくに足のだるさがひどい。視力、聴力も衰え、早朝からの漁では海上での見通しがきかなくなってきた。舌の根に異常を感じる。」
- ・生活歴；「三代続きの漁師。五十年間、漁師生活をして夜明けから日没まで漁を続けてもビクともしなかったが、発病したことから無理がきかなくなった。いまは午前六時から正午まで仕事をすれば疲労が激しく、午後には海に出られない。魚はいまも食べている。」

Dさん、59歳、男性、農業

- ・症状；「五、六年前から歩くと足がフラつく、目がかすむ、手足がジンジンしびれる、右耳が遠くなった——などの症状が出た。」
- ・生活歴；「戦後、ずっと有明町赤崎で底引きや一本釣りの漁業を続けてきた。魚が好きでよく食べた。六年前、漁業をやめ農業に変わった。妻の□さん(五九)と母親□さん(八二)の三人きりの生活で漁業できる状態ではなくなったからだ。最初は神経痛と思い、三年前まで近くの病院に通院したが、いっこうによくならないので、通院をあきらめ、いまはなんの治療も受けていない。」

Eさん、57歳、男性、漁業

- ・症状；「高血圧気味で時々、軽い頭痛がする程度。このため、仕事を休むこともある。寝込むようなことはない。」
- ・生活歴；「家が漁業だったため、子供の時から父の仕事を手伝っていた。Eさん自身も魚が好きで、家業をついだ。しかし、漁業不振でことしの一月から大阪にいる二男の家に大工の手伝いに行っている。」

Fさん、74歳、男性、農業兼漁業

- ・症状；「六年ぐらい前から、右肩が痛み出したが、畑仕事は休んだことはない。」
- ・生活歴；「小学校を出てから、家の漁業と農業を手伝い、五十年前から自営。魚が好きなため、自

分が食べるために時々一本釣り漁に出る。生計は水稻やイモづくりで立てている。」

Gさん, 82歳, 女性, 農業

- ・症状；「三年前から神経痛をわずらい、時々両手足がしびれる。同時に左目がほとんど見えなくなり、最近では右目もかすみ始めた。体が疲れやすくなり、月に二、三日は寝込み、仕事ができなくなる。」
- ・生活歴；「隣の天草郡松島町に生まれ、二十四歳の時結婚、現在の同郡有明町大浦で生活。農作業の合間に同居している子、孫に食べさせるために貝掘りやカキ打ちなどに出かける。魚は好きで若いころから、近くの漁師や行商人から買って食べている。」
- ・その他；「貝掘りやカキ打ちに出かけるため便宜上、漁協に準組合員として加入している。」

Hさん, 76歳, 男性, 漁業

- ・症状；「十年前、座骨神経痛にかかり、いまでも時々腰が痛むが、仕事にはさしつかえないという。二、三年前から目がかすむが、老人特有のものとして信じている。」
- ・生活歴；「十二歳の時から漁業。二十歳から二年間軍隊生活、除隊後、十六年間、北九州市門司区で会社勤め。その後帰郷して漁業に従事。魚は子供のときから家業が漁業だったため、毎日食べていた。自分で漁をするようになってからも毎日のように食べている。」

Iさん, 69歳, 女性, 農業

- ・症状；「十年前から両足がしびれるようになり、長い時間歩くことはできない。」
- ・生活歴；「十四歳の時、痛風にかかり、六年間入、退院を繰り返した。三十歳で結婚、子供三人をもうけたが、みんな元気。生まれも天草郡有明町大浦。いまでも医者にかかっている。医師はセキ髄変形と診断している。父が農業のかたわら漁業をしていたので子供のころから、毎日魚を食べ、結婚後も近くの漁師などからもったり、買ったりして食べている。ひまな時には海草とりに出かけるため、漁協の準組合員。」

Jさん, 71歳, 男性, 半農半漁

- ・症状；「四年前から血圧が高くなり、月に一～二日は頭痛のため仕事を休む。他に異常はないという。」
- ・生活歴；「有明町に生まれて育ち、小学校を出てから半農半漁の生活。どちらかといえば農業が主体。漁業は一年に四、五日一本釣りに出る程度。魚は好きで毎日のように買って食べている。」

以上の記述から、有明町の「患者」に水俣病患者と類似する症状があることがわかる。だが、10人のなかには、魚は食べているものの、自分の症状は「神経痛」、「関節炎」、「高血圧」、「痛風」などによるもので、「水俣病」の範疇には入らない、という主張も見え隠れしている。たとえば、5月23日に現地入りしたある週刊誌記者の現地レポートでは、10人のうち8人が自ら水俣病ではないと否定し、1人は思い当たらないでもないが水俣病ではないという見解で、結局、「水俣病」を「受け入れた」のは1人だったとある。そしてこの時点で、既に、有明町に降りかかった「第三水俣病」疑惑の「恨みつらみは熊大に、県、町当局に、マスコミに、そして災厄を裏づけようとした一、二の“患者”に向けられようとしてい」たと述べている(本田, 1973:197)。同様に、有明町行政も、疑惑が持たれた人々は「いずれも年よりの人ばかりで、さいわい悲惨な重症患者はいない。神経痛やリュウマチなどに似た症状を訴えている」とし、「今回の熊大研究班の報告書は、医学的にも社会的にも高く評価されるべきと考えられるが、その発表のあり方が善意の協力者(比較対象地区として進んで検診に応じた有明住民)に対する配慮が欠けていたことは、真に遺憾である」という見解を示した(『広報有明』1973年6月1日、但し下線部強調筆者)。熊本でも新潟でも、「水俣病」は、当初「奇病」とされていた。

また、水俣病に「なる」と嫁のもらいてがない、結婚できないなど、さまざまな面で、“差別”の対象となっていた。多くの未認定患者が生まれる背景に、こうした“差別”があったことは否めない事実である。そして有明町でも、「水俣病」という“特殊な病”を排除しようという雰囲気は、朝日新聞のスクープから一夜明けた日から、早くも生まれていた。だが「第三水俣病」報道は、水俣病をめぐる地域社会の感情をよそに次々と行われていった。

4. 「第三水俣病」の広がり と “漁民騒動”

「水俣病患者」の疑いが持たれた10人に対するマスコミの取材は、「水俣病」という病が抱える特殊な条件にもかかわらず、直接的・積極的に展開された。年齢、職業はもとより氏名までが公表されての報道に、住民は過敏になった。特に、漁業に従事する者にとって、「第三水俣病」疑惑がもたらす生活不安は大きかった。

前述のEさんの言にあるように、有明町では以前から漁業不振が問題になっていた。「第三水俣病」疑惑が起こる前には、有明海でスズキ、鯛、コノシロ、鰯などの魚が海に浮き、漁獲高が減るといった事件が起こったという証言がある⁽⁶⁾。実際、1965年には「有明海不知火海魚介類異常へい死に関する要望書」が出されている⁽⁷⁾。この漁業不振に追い打ちをかけての「第三水俣病」問題の発生で、漁の最盛期であるにもかかわらず、有明産のベラが一時的に市場凍結される（5月28日に解除）など、漁業従事者の不安は高まった。その矛先が「水俣病」疑惑を印象づける「患者」の言動に向いたことは想像に難くない。有明町は、こうした生活不安に対し、熊本県に現在の有明産の魚介類の安全性をアピールするよう申し入れた。また熊本大学でも「第三水俣病」が過去の汚染に基づくものだとすることを再三にわたって述べた。この結果、有明町の漁業不安は終息すると思われた。

だが、「第三水俣病」問題は、①汚染源として宇土市の日本合成熊本工場や、大牟田の三井東圧に疑いが持たれたこと、②武内教授の剖検2例（宇土市・三角町）に水俣病の疑いがあること、③大牟田市でも水俣病の疑いがある患者がいると発表されたこと（6月7日）、④徳山湾沿岸でも水俣病の疑いの濃い患者が発見されたこと（6月17日）で、地域的にも社会的にも拡大していった。有明海の漁業は、相次ぐ問題の表面化に、大きな打撃を受けることになった。

こうした状況に、有明海の漁業従事者は大規模なデモを組織する。徳山曹達と東洋曹達（共に山口県）でチッソの未回収水銀量207トンを上回る水銀508トンが行方不明になっているという広島通産局と山口県の発表を受けて、既に6月9日、徳山湾沿岸の漁民が漁価の暴落やセリの中止で売れなかった魚を東洋曹達に持ち込み、抗議行動を行っていた。これを受けるように、6月18日、佐賀県、福岡県など有明海沿岸4県の漁民約2,000人が抗議行動を起こした。有明町の各漁業組合の漁民約150名もここに参加し、汚染源と名指しされていた宇土市の日本合成に押しかけ、企業の有明海汚染責任を追求した。結果、6月21日、日本合成は漁業補償と工場排水の完全浄化の二点を、ほぼ漁民の要求通り受け入れることになった。

だが、「汚染魚」のイメージをきせられた有明海漁業の再建は、困難をきわめた。「一部市場から『出荷を遠慮してほしい。』との申し入れなど」があった、「『あんたたちは毒を売るのが、あつかましい。』とさえ言われた漁民もいる」など（『広報有明』1973年7月1日）、「第三水俣病」は「過去の発症」という熊本大学研究班の見解を離れて、現在進行的に発症するものと捉えられたのである。こうした状況のなかでは、汚染企業からの漁業補償も「焼け石に水」だっ

た。有明町では、漁業者への融資（1人10万円まで、無利子）や、県の貸付金に対する利子補給金などの水俣病対策予算を6月定例議会で特別計上するなど、対策に追われることになった。

漁業従事者の生活苦、先行きの不安は、毎日のように押し寄せるマスコミの取材や報道に神経をとがらせることにつながる。それが、有明町の中では、「第三水俣病」疑惑をもたらした10人、なかでも取材に応じることが多かった数名への批判や中傷を激しいものとしていた。特に、「田んぼがない海岸ばたで、魚を取って食べる場所」⁽⁸⁾と評される赤崎地区では、漁業被害は死活問題だったため、「第三水俣病」は心中穏やかならぬ問題だった。赤崎漁協の組合員の一人は、当時を振り返って次のように語ってくれた⁽⁹⁾。

「あれはもう80才近い人がなった病気だし、こちらでも先輩の漁師さん何人かが水俣病だ、なんて医者が言ったけど、何ともなかったけん。でも、魚は売れなかった。仲買も市場も買わなかったし、地元の人も買わなくなったもん。

（自分も）宇土合成（宇土市の日本合成）には2回行った。コノシロをトラックに荷積みして、上り旗たてて、メガホン持って、何百人も若いもんが行った。宇土の市役所の前をデモして合成に魚をぶちまけてやった。水俣は太か魚がもつとる（水俣病の原因になる有機水銀は大きな魚に多い）と言って、コノシロは売れなかった。漁があっても売れなかった。

こちらでは、あれは水俣病じゃなくて『年寄り病』だと言うとった。神経痛とかじゃなとか。本人は水俣病になったつもりになって、ほら、認定されると金もらえるから。それが漁民の反感かったもん。村八分みたいになったから。まあ、年寄りの人はしびれたとか何とか、神経痛とかあるから。漁師は神経痛が良く出るし。

20年前の騒動はマスコミがひどくて、水俣だと言われても『いや、俺は違う』と逃げる人のほうが多かった。『自分は水俣病』と言い張ると補償金は出るかもしれないけど、漁師で生活はできんと。2、3年頃前まで、まだ『水俣病だ』という人がおって、ここの漁師はみな熊本の教授を恨んでおったけん。」

他方、上津浦漁協の組合員で、やはり当時日本合成への抗議行動に参加した人は、次のように語ってくれた⁽¹⁰⁾。

「コノシロ、鰯、鰯とか移動性のある回遊魚で、アオモノ類は全く売れなくなった。あの頃は、魚がかからなくなって、農薬の関係もあったんでないか、水銀農薬の影響がね、と思うけど、日本合成もすごかった。合成は水銀出しとったし、あの頃は合成の川（緑川）は臭くて臭くて……まあ、今でもきれいな川じゃないけど。あんときは緊急事態で貸切りバスやトラック連ねて宇土合成に魚を投げつけてきた。この騒動のときは、自分らも魚控えて食ったから、食うのが気持ち悪かったから、売れないのもわかるけどね。

赤崎なんか特に、新聞に載ったりするとビクビクしてたし、漁師はできんよ、という感じだったからね。値は下がるし売れなくなるので、それで『水俣行けば神経痛がなくて、みんな水俣病だ』なんて話が出たりしてた。だけど、□□さんなんか（マスコミ報道された10人の中には入っていない。報道以前に死亡）、須子出身の人だったけど、あの人は水俣あたりに住んでたら認定だという感じの人だったなあ。まともに歩けんかったし、極端に他の人と違ってたけん。

第三水俣病なんて出てきたあたりからコノシロは値下がりして、もう値は上がらない。水俣騒ぎは1年で終わったけど、政治的な圧力があつたんだろうな。患者が少なかったから良かったけど、患者

「第三水俣病」問題の現在的位相（I）

が多ければ隠しきれなかつただろうと思うよ。

漁業補償はあったよ。一番もらって9万くらい、最低4千円くらいだとおもったけど。生きている者にもきつく、死なれた者も気の毒。今でも健康診断したら（患者が）出てくるかもしれん。でも、何もなかとば水俣病で認定してくれと言うけど、ここは良か漁場だから守らんきゃあかんと。ここでは水俣病は考えられん。太か企業（大企業）があれば別だけど、海がないと天草はない。こんなとこ、誰が来るもんか。海も魚もなければ。」

漁場を守る、生活を守る。これが「第三水俣病」に対する有明町漁民の対応であった。そのためには「水俣病患者」が出てはならなかつた。「第三水俣病」を裏付けるような言動は、序々に「裏切り者として、人びとの目に映り始め」（本田,1993:196）、マスコミが大々的に報道するにつれて、そこに“加担”する「患者」には「村八分」という制裁が加えられたのである⁽¹¹⁾。

5. 「第三水俣病」の否定とその影響

いみじくも上津浦の漁協組合員が「水俣騒ぎは一年で終わったけど、政治的な圧力があつたんだろうな」（既述）と推測するように、「第三水俣病」問題の終結過程には多くの問題が指摘されている。では「第三水俣病」問題はいかに終わったのか。

5月22日から始まった有明町の「第三水俣病」問題に対し、環境庁は当初、有明町を公害健康被害救済法に基づく水俣病指定地域とする方向で検討していた。5月25日付朝日新聞は、環境庁が「六月早々に予定している有明海の環境汚染調査と住民検診の結果を待って施行令を改正し、指定地域とする方針」であることを伝えている。だが、各地で次々と「水俣病」疑惑が浮かび上がるなかで、環境庁の見解は序々に変化してゆく。この「変化」は、「第三水俣病」があるか否かという「医学論争」の背後にも見え隠れしている。

「第三水俣病」の存在が最初に否定されたのは、6月7日に熊本大学で「水俣病の疑いがある」とされた福岡県大牟田市の患者だった。熊本大学は、「第三水俣病」について中立的な立場から判断してもらうために、この患者を「神経学専門であり、他の病気についても多くを知っていて、先入観のない九州大学に」診断してもらうことにした（原田,1992:136）。この患者は水俣病のなかでも重症の症状を示す、「ハンターラッセル症候群」が揃った患者であり（原田診断）、翌6月8日には、九州大学の黒岩義五郎教授も「水俣病患者の可能性が高い」と診断していた。だが、黒岩教授は、7月1日に前言を撤回した。この「検査結果は当初、十日間ぐらいでまとめる予定だったが、『新しい地域での水俣病』を決定づけることにもなりかねないため、黒岩教授が慎重を期し、結果発表は予定より遅れた」（読売新聞1973年7月2日）という。結論は、毛髪水銀値が正常であることから現時点で水俣病とはいえない、という単純なものだったが、次の点でまさに「慎重」であった。すなわち、「構音（言語）障害は入れ歯のせい、感覚障害と運動失調は頸椎変形症による、難聴は老人性のもので、視野狭窄はヒステリー性（心理的）というのが結論だった。このように、症状をばらばらにしてしまえば、典型的水俣病でも消えてしまう」（原田,1992:137）。

黒岩教授の見解が「水俣病の可能性が高い」というものから、「現時点で水俣病とはいえない」へと変化する過程に、政治的な要因があつただろうことについて、次のようなエピソードがある。「黒岩教授の診断では、どうみても水俣病である。そこで、同教授は水俣病の権威である

新潟大学の椿教授に電話をかけた。すると椿教授は、絶対に水俣病と認めるな、と言ったという⁽¹²⁾。椿教授は「第三水俣病」を契機に発足した「水銀汚染対策検討委員会分科会」の会長であり、水俣病の権威であるのみならず、神経内科の権威であった。黒岩教授が「水俣病」を否定した背後に椿教授の影があったとしても、不思議はないだろう。ともあれ、「どうみても水俣病」という患者に対し、「水俣病とはいえない」という診断を下すために、黒岩教授が「ハンターラッセル症候群を分解する」手法を取った時点で、「第三水俣病」を否定する流れもほぼ決定したといえる。8月17日、水銀汚染対策検討委員会は、長い討論の末、有明町の患者2名を“シロ”と判定したが、ここでの結論は委員会開催以前に、既に環境庁によって用意されていたという。いわゆる「ガリレオ裁判」(武内, 1992)である。「第三水俣病」は始めに否定され、次に住民の健康調査を実施して完全に否定する、という筋書きが既にあったといえるのではないだろうか。その後、環境庁は環境調査や住民の健康調査を実施したが、翌1974年3月、6月、7月と、次々に「第三水俣病」患者はいないという結論を出している。

このうち、「第三水俣病」問題の発端となった有明町の「患者」10名のうち、前述の「ガリレオ裁判」で“シロ”とされた2名を除く8名は、6月7日に「水俣病の疑いなし」と結論づけられた。分科会は、大牟田の患者と同様に「有明海の患者の個々の症状を老人疾患、リウマチ、神経炎……という病名にあてはめ、『第三水俣病』を霧消してしまった」(原, 1974: 39)のである。だが、これも予期された結論にすぎなかった。これは、事前にマスコミが発表内容を報じていることからわかる⁽¹³⁾。

このような点から、「第三水俣病」は、「医学論争」の態をとりながら、実は、新たな汚染源による水俣病の発生は認められないという環境庁の意向を反映したものと捉えられる。「第三水俣病」は、有明海だけでなく、全国的に新たな水俣病が発生している恐れがあることを示唆するものであった。それが漁業関係者や水産加工業者、魚屋、寿司屋、消費者を巻き込んだ“水銀パニック”を引き起こすに至って、問題は社会的、政治的文脈から早期「解決」へと向かうことになった⁽¹⁴⁾。それが、同時に、熊本大学の研究班の本来の調査目的とその成果を霧消させていくことになるのである。

たとえば熊本大学の報告書に対する批判として、「有明海周辺の第三水俣病提起は、十分な疫学的考慮なしに、“第三水俣病の疑い”という最後に来るべき問題が、社会的大混乱を引き連れてマスコミの網の中に、先頭にたって登場したことが、今回の騒動の原因の一つ」であり(山口, 1991: 60-61)、「報告書に於ける“疫学”報告はほとんど妥当性に乏しいと言わなければならない……。まして、疫学調査と第三水俣病との関係となると、第二次水俣病研究班は全く闇夜に鉄砲を撃つに等しい危険な状況で“水俣病と同じ症状を持つ患者”を発見したとマスコミがらみで、熊本県に報告をしてしまった……。このことが第二次研究班の息の根を、結局、止めてしまった原因になった」(山口, 1991: 67)という指摘がある。マスコミへの情報漏れ、加熱するマスコミ報道が「第三水俣病」問題に悪影響をおよぼしたことについては、当時の関係者も認めることである(原田, 1992)。また、報告書が疫学的検討を十分にふまえていなかった点については、報告書自体が認めているところでもある。

だが、そもそも、熊本大学研究班の問題提起は、過去の汚染は人体にどのような影響を与えるのか、という点、すなわち「疫学的調査から有明地区の患者を有機水銀中毒と見うるとすれば……第三の水俣病ということになり、その意義は重大であるので、今後この問題は解決されなければならない」ということにあった。それが「シロかクロか」という単純な二項対立図式

「第三水俣病」問題の現在的位相（I）

のなかで議論され、結局は否定されることで、更なる疫学的調査や、過去の汚染が人体に与える影響についての調査ができない状況に陥ってしまった。「『この騒ぎをきっかけに、以後、水俣病研究は沈滞した』と、研究者たちは一様に指摘する。研究者たちは『水俣病』から遠ざかり、大規模な総合研究は不可能になった」（朝日新聞1992年2月11日）。「第三水俣病」問題が“幻”になった後に、新潟水俣病の追跡調査をした白木教授（新潟大学）は「微量慢性汚染の場合には限界蓄積量、発症までの期間がどれくらいかは不明である。新潟水俣病では川魚の摂取量が少なく濃厚汚染の影響を強くうけていなかった地区住民で、最近まで川魚摂取をつづけたために発症したと考えられる例があり、遅発性水俣病の存在を考慮すれば微量慢性汚染による水俣病発病の可能性は否定できず、十分な検討が必要となる」（白木,1975：754）と論じた。熊本大学研究班の調査は、まさに白木が述べるような「微量慢性汚染」や「遅発性水俣病」について示唆を与えうるような方向性を持ちえたであろうものとも考えうる。

6. 「第三水俣病」患者のその後

論じてきたように、大牟田の水俣病患者、有明町の水俣病患者の“シロ判定”は、「第三水俣病」問題を早々に「解決」するための“布石”としても捉えられるだろう。だが、名前を挙げられた個々の「患者」にとって、“シロ判定”は非常に複雑な思いで捉えられた。

（1）大牟田市の患者（Nさん、58歳、男性、自営業）の場合

Nさんの父親はリハビリと趣味をかねて、大牟田川河口の六百間で魚を釣っていた。この川には大手6社が排水を流していたが、うち三井東圧化学（カセソーダ工場）に汚染源の疑いがかかった。大牟田川は汚く、臭い川だったので⁽¹⁵⁾、漁師は寄りつかない場所だった。家族も迷惑に思っていたが、捨てるわけにもいかないしと魚を喫食していた、いわば特異な例である（1963年頃まで喫食、1965年頃発症）。Nさん宅では、過去には飼い猫が狂死したこともあるという（1960-61年頃）。ハンターラッセル症候群が揃っており、九州大学でもはじめ「水俣病の疑いが強い」とされていたNさんは、20日余りの検査入院の結果、「水俣病とはいえない」と結論された。毛髪水銀が低いこと、漁師でないことが、九州大学で水俣病を否定される根拠となったのだが（原田,1985：85-88）、Nさんの弟はこの結論に「納得できない。熊本大で再検査してもらおう」（読売新聞1973年7月2日）と述べている。

水俣病を否定された後のNさんには、周囲から中傷や非難の声が浴びせられることになった。Nさんが置かれた状況は、①企業城下町で汚染企業を告発する困難という点で水俣病とチッソとの関係に似ている、②非漁業者のため漁業従事者からの批判がかなり強かった、③裁判で加害源企業の補償責任が明確になっており、補償金めあての行動と受け止められた（「ニセ患者」差別のはしり）、④「疑わしきは救済」という方針（大石環境庁長官）が三木環境庁長官の時代になって崩れ始めたことを示唆するものである⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾。

（2）有明町の10人の場合

1973年8月、有明町の「患者」のうち2名が、水銀汚染対策検討委員会分科会で水俣病を否定される⁽¹⁸⁾。「この報道に接したわが町の反響は複雑で、患者とされていた方々に『モルモットがわりにされて』という同情と『よかった』という喜びがわきおこっ」（『広報有明』1973年

9月1日) たという。もともと「水俣病」に対して消極的でマスコミの取材からも逃げていた2名であったが、それでも「第三水俣病」問題が発生して以降は、さまざまな噂や中傷の的になっていた。汚染源が遠く離れているため、大牟田市のNさんのような企業城下町ゆえの拘束はなかったが、共に漁業関係者である。有明町が被った漁業被害は、いわば「身内」が疑われたことに原因があるということにもなる。新潟水俣病では、漁業を主たる生業とする地区では「地域ぐるみの水俣病隠し」が行われ、患者を出した家は「村八分」になった経緯がある。有明町でも、水俣病の疑いをかけられた「患者」には、被害漁民の行き場のない怒りが向けられたとしても不思議はない。残る8名は翌年6月に「水俣病の疑いなし」と結論が出るが、数名を除き「水俣病」を自ら否定し、同様にマスコミから逃げ回っていた人だった。

さて、既に有明町での「水俣病類似患者」とされた10名のうち、9名までが死亡している。1988年に亡くなったDさん(第3節参照)のご遺族は「体が痛んだり、胸が痛んだり、神経痛が出て、心臓も悪かったけん、あちこち痛んどったんで、そうではないが(水俣病ではないが)大変だった。今はもう静かになったけど、昔は大変だった。今はおかげさまでそっとなってる」⁽¹⁹⁾と語ってくれた。当時の「関係者」のなかで唯一生存なさっているCさん(第3節参照)は、1992年に当時を振り返って「なんせ飛行機があんた、ずっと回ってから写してから新聞に写したもんじゃけん、もう水俣病って、てっきり思うたですもんね。……(地域の中では)やっぱ口には言わんけど、陰にはやっぱ、もうよか事言うたらんですね。……なんせテレビに映ったのを見れば誰でも一緒にはおりたくなかったですもんね。……(他の「患者」は)水俣病がですね、怖かったからやっぱ逃げとっとですよ。なんせあれば見てみたら、もう恐ろしゅうなったもんじゃから」と語った⁽²⁰⁾。漁業被害への配慮に加えて、水俣病=劇症患者イメージの恐ろしさが患者の口をつぐませていたことがここから読み取れる⁽²¹⁾。

だが、そのCさんも、現在は自分の「水俣病」を口にするにはおろか、「水俣病」とは一切の関係を絶っている。DさんもCさんも農業よりはむしろ漁業を主とする赤崎地区の人である。他の漁業組合では、今なお、赤崎地区の「第三水俣病」については注意深い発言をしている。赤崎漁協では「昔は『村八分』のような状況もあったけど、今はもう水俣と言う人もなく、当時のようなしこりはない」⁽²²⁾と述べているが、この平穏さの裏に「水俣病類似患者」がかって受けたろう苦悩が窺われる。

7. 「第三水俣病」患者が担わされた社会的役割

「第三水俣病」問題は漁民や漁業関係者に生活困難をもたらし、全国的な“水銀パニック”を巻き起こした。問題の発生から収束までの一年余りの中で、「患者」として名を挙げられ、否定された人々にとって、この一年は苦痛以外のなにものでもなかっただろう。「水俣病」という病が持つ社会的な意味はあまりにも重い。少数の「患者」にとって、実名で、社会的なまなざしに曝されることは、大きな精神的負担であった。「水俣病」と名指しされることによる精神的負担は、マスコミが介在することで、過剰なまでに増幅された。他方で、マクロなレベルでは、「第三水俣病」の否定をひとつの契機に、政府の水俣病政策は「認定基準の厳格化」への方向を辿ることになった(評述は「『第三水俣病』問題の現在的位相(Ⅱ)」参照)。

だが、「第三水俣病」問題が持っているのは、負の側面だけではない。少なくとも、以下の二点において、重要な役割を果たしたといえる。第一に、不十分ながらも漸く魚介類の暫定的安

「第三水俣病」問題の現在的位相（Ⅰ）

全基準値が定められたこと、遅まきながら水俣湾でしきり網が設置されるなど漁獲規制措置が取られたことである。この施策には問題点が多く指摘されているが、二つの水俣病が発生して以降も、最低限度の対策さえなされていなかったことが明らかになったことは指摘されなければならない。

第二に、それまでの企業の汚染責任と国の無策が問われたことである。有明海、大牟田川のみならず、「第三水俣病」疑惑が持たれた地域では、過去に何らかの「汚染」問題が起っていたが、その「解決」は曖昧なものだった。だが、「第三水俣病」を契機に、過去および現在の企業の汚染責任が明確にされることになった。このことは、全国的环境汚染の進行に対する実態の把握や政策的な取組み、企業内部での汚染源対策への動機付けとなった。企業が汚染除去や、そのための技術転換をはかるために行政指導がなされたのも、評価しうることだろう。

この二点は、「第三水俣病」問題のなかで、「患者」と疑われた人々の精神的苦痛やその犠牲のうえに成り立っている。本稿で述べた有明海の10名の「患者」や大牟田市のNさんは、いわば企業や行政の無策を抗議する、社会的役割を担ったと言うこともできるだろう。但し、「第三水俣病」が否定されたことで、国や汚染源企業の責任が今なお問われずにいることを忘れてはならない。

（註）

- (1) 本稿は、渡辺伸一と関礼子の共同調査の成果に基づいている。なお、本稿の執筆分担は、第1章が渡辺伸一、第2章から第7章までが関礼子である。
- (2) 政府の「公害等調整委員会」の調査速報（1973年2月発表）によると、1971年度の全国の都道府県、市町村の公害苦情件数は前年度比で二割増で、これまで公害の苦情件数が少なかった県や市町村で大幅に増加していること、公害発生源としては生産工場が五割以上を占めることが示された。1973年2月12日付朝日新聞は、この点について、「公害が全国的に平均化して広がり始めた傾向を裏付けるものといえる」と評した。因みに、1971年度の『公害白書』は、上述のような公害苦情件数の増加の他、企業立地反対の住民運動、住民と企業との公害防止協定が被害対処型から事前防止型へ移行などの動向について論じている（環境庁,1971）。また1972年度の『環境白書』は、工場の地方分散が序々に進んでいること、公害防止協定締結の大幅な増加、企業内部で「環境問題が爆発的に問題になり始めたここ1～2年の間に公害防止組織の整備は急速に進んできた」と述べている（環境庁,1972:64）。
- (3) 朝日新聞が「第三水俣病」問題をスクープした5月22日の新聞には、“列島の恐怖増す 第三水俣病の発見”という見出し記事の下に、“昭電が折れ調印へ”、“新潟水俣病の補償協定 差額問題で合意”という記事が載っている。第二の水俣病にひとつの区切りがつかうとしている矢先に、新たな水俣病の発生が問題化してゆくとは、何とも皮肉なことである。この「第三水俣病」問題が、後に第一、第二の水俣病を逆規定してゆく要因になるという「皮肉」については『第三水俣病』問題の現在的位相(Ⅱ)で詳述する。
- (4) 三地区の調査の過程およびその結果は表2のようになっている。
- (5) これは全国紙の記事でみた場合である。地域レベルでは『第三水俣病』問題の現在物位相(Ⅱ)でみるように、関川流域の水俣病問題などが起っている。なお、徳山湾沿岸での水俣病は通常「第四水俣病」とも呼ばれているが、ここでは「第三水俣病」の範疇に含めて、個々の地域での問題については「有明町の」、「大牟田市の」、「徳山湾（または新南陽市）の」というように区別している。
- (6) 1992年5月18日、「患者」の1人とされたCさんからのヒアリング記録（資料提供；相思社）より。
- (7) 熊本県から国に宛てて出されたこの要望書は、空中散布された農薬による被害の恐れがあるとして、実態調査を求める旨、要望されている。但し、滝沢行雄は、「汚染源としては当然、人工的な医薬品、農薬および水銀使用工場の廃液が考えられる。農薬について、イモチ防除のフェニル水銀が使用禁止となっ

ているものの、種子消毒用のウスプルンやルベロン、土壌殺菌用のソイルシン、シミルトンなどのエチル水銀剤はいまも大いに使われている。若月によれば、苗代に散布する総水銀量は10アール当たり4.5kgにも及ぶという。しかし、有明海の水銀農薬、とくにアルキル水銀汚染の寄与は、農薬散布流域河川の川魚に含まれる総水銀量値からみて考慮する必要がないと思う」と述べている(滝沢, 1973:47-48、なお、文中の若月論文への言及部分は若月, 1973:34を参照のこと)。

(8) 1995年7月11日、大浦漁協組合員からのヒアリングによる。なお、大浦は熊本大学研究班の調査地区として選ばれているが、氏はこの検診は未受

診である。また、氏は次のようにも述べている。「水俣病が出る前(公式発表される前)、水俣に行ったら、しびれたような変なおとと(人)がたくさんいて、気味悪かった。水俣(病)が出るのは今にはじまったことじゃないし、水俣が汚いのは排水口のそこだけで、海はきれいだった。」この言葉は、見た目には汚れていない海でも魚介類の汚染はありうること、過去の汚染魚の喫食が水俣病発症に結びつく可能性があることを示唆しているのではなかろうか。

(9) 1995年7月12日ヒアリングによる。

(10) 1995年7月11日ヒアリングによる。

(11) 「水俣病の疑いをかけられた者たちの対応もまた不可思議であった。彼らは、マスコミや環境庁調査団に向かって、『しびれもどうもありません、水俣病ではありません』『水俣病でないと証明してください』と哀願したのである。その異様な姿が、今も私の頭から離れない。患者の周辺で、一体、何が起こったのだろうか？ さまざまな人権侵害が起こったのだろうか？ 彼らが、何か悪いことをしたのだろうか。仮に水俣病であったとしても、それは彼らの責任ではない。／以後、この地域での調査研究は、一切不可能になった。」(原田, 1992:135) という記述は、こうした有明町での「患者」の立場を推察しての文章だと思われる。

だが「水俣病になる」ことは、単に一個人の問題ではなく、地域全体の問題としても捉えられる。「水俣病になる」ことで得られる個人的な補償は、地域全体の利益(漁業への影響など)に相反するために、「患者」の行為は社会的に制約される。仮に「水俣病発生地域」になった場合、その不利益からくる憤りは、遠く対岸にある汚染源企業ではなく、身近な「水俣病患者」へと向けられてゆく。「患者」に責任はない。だが、漁業の町で「患者」になることの社会的な意味はあまりにも重いものだったと言える。

(12) 水俣病に詳しい医学関係者の発言(筆者ヒアリング, 1995年10月)による。

表2 熊本大学医学部10年後の水俣病研究班の研究経緯と結果

調査地区	水銀濃厚汚染地区 (水俣地区) 湯堂・出月・月浦	比較的汚染が少ない (御所浦地区) 嵐口	ほとんど汚染がない (有明地区) 赤崎・須子・大浦
第一年度調査 対象者	304世帯 1,119名 (男:520/女:599)	459世帯 1,871名 (男:902/女:969)	278世帯 1,180名 (男:570/女:610)
アンケート及び 一般検診による 臨床検査必要者	315名	135名	29名
第二年度調査 神経科精神科各 科総合判定前に 精密検査者*1 (結果内訳)	245名	134名	26名
水俣病だろう	191名	25名	8名
水俣病の疑い 保留	20名 20名	34名 30名	2名 9名
各科総合的に精 密検査者 (結果内訳)	195名	39名	23名
水俣病だろう	150名*2	16名*3	8名*4
水俣病の疑い 保留	20名 24名	8名 9名	2名 9名

[註] *1 「備考; 神経科精神科では総合判定後も検診を続行しているため、これらの数字はその後大巾に増加している」とある。

*2 「その内認定済み調査時64名、3月末日現在81名」とある。

*3 「認定済1名」とある。

*4 「定型の水俣病と全く区別できない患者が5名」と「一応水俣病と同様とみられるものが3名」を併せた人数である。

[出典] 『10年後の水俣病に関する疫学的、臨床医学的ならびに病理学的研究』, 1973年の記述に基づいてまとめた。

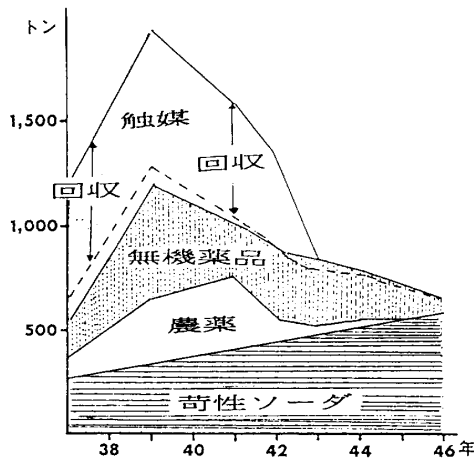
「第三水俣病」問題の現在的位相（I）

(13) 1974年5月5日付毎日新聞は既に次のように報じている。「“第三水俣病”はシロカクロかを最終的に判断する環境庁水銀汚染調査検討委員会健康調査委員会健康調査分科会（会長・椿忠男新潟大教授、十一委員）は四日、熊大医学部第二次研究班（班長・武内忠男熊大教授）が『水俣病の疑いがある』と指摘した熊本県天草郡有明町住民十人のうち、先に同分科会がシロ判定をした二人を除く八人の診直し結果についての判定会議を六月七日開くことを決めた。八人の診直しには熊大第二次研究班グループと二人のシロ判定を支持した同検討委の黒岩義五郎九大教授ら神経内科専門医グループがあつたが、判定会議では『八人は現時点では水俣病の疑いはない』という二人のシロ判定と同じ最終判断になるもよう。」

(14) もっとも、ここには日本経済を担う「汚染源企業」＝一流の水銀使用化学会社への配慮があつたともみられている。図3、図4は用途別水銀使用量を示している。図3から、カセーソーダの水銀使用量が一貫して増加傾向にあることがわかる。また図4から塩素ならびに塩化ビニール生産の急速な増産が確認できる。1973年当時、カセーソーダは、工場廃液を中和するために使用されるため需要が大きかった。その副産物として排出される塩素ガスは塩化ビニール生産に使用されていた。「第三水俣病」は、第一、第二の水俣病の原因になった水銀を触媒としたアセトアルデヒド生産工程（1968年6月には全て廃棄、エチレンからアセトアルデヒドを生産するワッカー法に転換）だけでなく、カセーソーダや塩化ビニール生産工程にも「疑惑」の眼が向けられたため、経済界にも大きな衝撃だった。なお、カセーソーダ製造工程は、「第三水俣病」問題を契機に水銀法から隔膜法に技術転換するよう迫られることになった（詳しくは内村,1977を参照のこと）。

(15) 大牟田市では「死の川と呼ばれて久

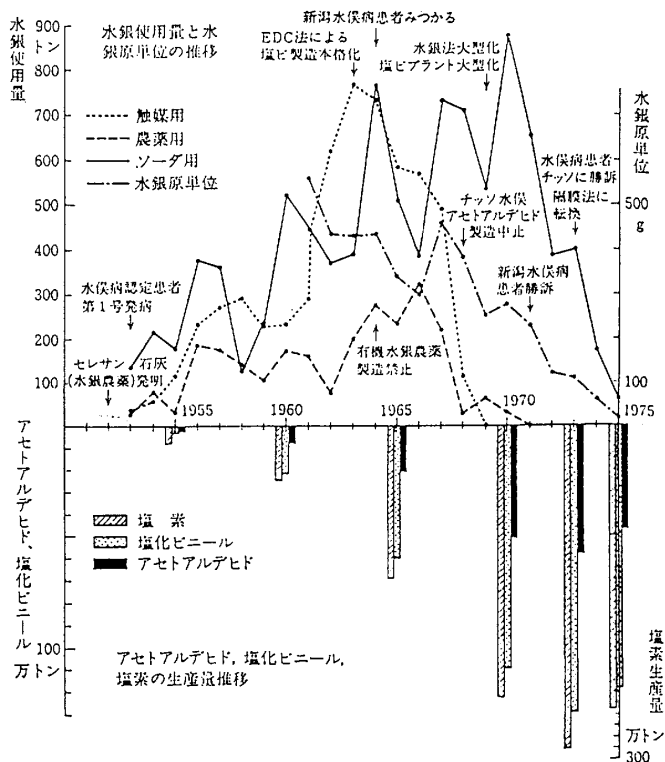
図3 日本の水銀の消費量



出典（白木,1995b）

出典註 「近代に入ると、とくに苛性ソーダの用途の拡大によって、もっと大量の無機水銀が国土とそれをとりまく内外海域に蓄積されていると考えてよいであろう。」

図4 水銀使用量と塩ビポリマー、アセトアルデヒド、塩素の生産量推移



出典（内村,1977）

出典註 「水銀原単位は1965年以前は400g～600g、平均400gと推定される。」

しい大牟田川とその河口の汚れやネコの狂い死など『ミナマタ』そっくりの環境変化」があり、「工場がはき出す水と煙で汚れきった大牟田では以前から『原因がわからぬ奇病がある』といううわさがあった。が、いつも『事実』が確かめられることなく、いつとはなく忘れられ、消えていった」経緯があるという（朝日新聞、1973年6月8日）。大牟田川では、1967年、有機水銀の垂れ流しのあったことが久留米大学の調査でわかっている。また、緑川河口で魚介類の水銀汚染があることが、県の調査で明らかになっている（朝日新聞、1973年3月23日）。

(16) Nさんについての、次のようなルポルタージュがある。

「『世間の人の目もいいかげんなもんでねエ（とタメ息をつく）。ワシが水俣病の患者じゃと発表されたときは、全国から同情や励ましの手紙やら電話やらが寄せられ、感激したもんです。／それが、シロだと発表されたトタンに、“あんたは水俣病じゃなからうが……カネがほしいから、ダダこねよったんやろう”とか、“あんまり、いいかげんなことばかり言うて殺すゾ”なんていう、おどしの電話がかかってきたり、えらい変わりようなんですよ。／また、“右翼”らしき連中が店の前にクルマを横づけにしてねエ、スピーカーで“Nさんは、水俣病じゃなかったですよ。みなさん、安心して魚を食べましょう”と連呼するんです。あんなことやられて、店の売れ行きはサッパリ。／近所の人もなんとなく白い目で見るとよだし……本当にどうしたらよいかねエ」／と、唇をかむNさん。

うす暗い奥座敷に一日中、フトンを敷いて、寝たり起きたり。そんな状態が、ここ7～8年続いている。ボサボサの白髪、目はくぼみ、しわだらけの顔。ものを言うのも大儀そう。／手と足の先がしびれ、ものをつかむのも、ままならない。背中が曲がらず、首も左右に自由に動かせない。視野狭窄症で左右のものを見るとき、いちいち首を動かさなければならぬが、首の振りがままならないから、とても、シンドそうだ。

『そんなに簡単に、シロだ、クロだと言っていいもんですかねエ。だいたい、この町は三井東圧化学でもっている町で、三井がなくなりゃあ、町がつぶれると思っている人が多いんです。／兄が死ねば、解剖して体の中から水銀が発見されることはわかっているけど、死んでからでは遅いしね。だいたい政府も公害患者に“疑わしきは救済せよ”なんて言ってますが、今度のシロ判定をみるとわかるけど、ありゃあ“疑わしきは抹殺せよ”と言っているんじゃないですか』／と弟の□さん(53)も憤慨する。

が、公式にシロだと診断された以上、どこに怒りをぶつけてよいか、途方に暮れているというのが、実情だ。」（『あなたはシロです』と判定された後のドラマ『女性自身』1973年9月8日号、但し実名は伏せた）

(17) なお、九州大学のシロ判定を受けて、三井東圧化学大牟田工業所次長は「類似患者といわれた方が水俣病ではないとのことで安心されたでしょうし、会社としても肩の荷をおろした感じですよ。漁業関係者との話し合いについては、特に従来の方針を変えることはしませんが、国・県など公的機関の指導、援助も得て事態を円満に解決したいと思いますし、これを一つの転機として魚介類の市況が一日も早く回復することを熱望します。設備改善については計画通り実施します」とコメントした（熊本日日新聞1973年7月2日）。

(18) 有明町での水俣病が否定されたことで、日本合成化学工業熊本工場長は「汚染源という疑惑も晴れ、すっきりした気持ちだ」（毎日新聞1974年6月8日）とコメントした。だが1973年9月の時点で、日本合成は三井東圧とともに「企業の方に全面的な責任はない」、「当初水俣病類似患者とされた人の中で大牟田市と有明町の三人は、明確に水俣病でないことと決定され、残りの患者のほとんど同様の結果が出ることはほぼ明確」、「今回の事態が大きな社会問題となった原因は、熊本大学研究班の発表方法など世論形成にも問題があった」（朝日新聞1973年9月18日）として、漁協側の補償要求額を大幅に下回る回答額（第1次）を出していた。「第三水俣病」発生は、汚染源企業にとっても認めたくないことだったことがわかる。

(19) 1995年7月12日、電話でのヒアリングによる。

(20) 1992年5月18日ヒアリング、前出（資料提供；相思社）による。但し括弧内筆者挿入。なお、相思社の弘津敏男氏によると、Cさんは一度認定申請を試みた（1年後に棄却）ことがあるという（1995年7月10日ヒアリングによる）。

(21) 「有明町に、熊大二次研究班が水俣病と区別つかずとした患者が八人いて、その中の一人は、私が診

「第三水俣病」問題の現在の位相（I）

察しており、大牟田の例と同じく、いわゆるハンター・ラッセル症候群をそろえていた。しかし、この患者は、この年に死亡してしまった。この患者の死亡は二次研究班にとって大きなマイナスであった。結果的に第三水俣病は否定され、『幻の水俣病』となってしまう。」（原田,1985:88）という指摘にもかかわらず、有明町の当時の状況や、大牟田水俣病患者の否定から続く「全面的否定」への文脈を考慮すると、「第三水俣病」をめぐる状況は、この患者の生存／死亡にかかわらず困難だったとも考えられる。

(2) 1995年7月12日ヒアリング（既出・赤崎漁協）による。

（参考文献）

- 有明町役場,1973,『広報有明』98~102号（6月~10月）
———,1993,『熊本ありあけ』（町勢要覧）
———,1993,『有明町の歴史』
- 内村瞭治,1977,「水銀法転換はなぜおこなわれないのか」『公害研究』7-2;36-46
白木健一,1975,「遅発性水俣病について —新潟水俣病の長期追跡から—」『科学』45-12;750-754
白木博次,1995a,『水俣病と有機塩素化合物 —両者の密接な因果関係について—』（白木博次講演集）,
坂東克彦弁護士久保医療文化賞受賞記念講演会実行委員会
———,1995b,『第1、第2、第3の各水俣病と各種有機塩素化合物との関連』,久保医療文化研究所
1995年度合宿研修会・記念講演会資料
- 梶原久子・内山英治,1973,「日録・1973年魚汚染騒動」『公害研究』3-2;64-68
環境庁,1971,『環境白書』
———,1972,『環境白書』
- 熊本県,1965,「有明海不知火海魚介類異常へい死に関する要望書」
———,1995,『環境白書』
- 滝沢行雄,1973,「『第三水俣病』の検討」『公害研究』3-1;47-51
武内忠男,1992,「水俣病におけるガリレオ裁判 —水俣病研究史の報告—」『公害研究』21-3;59-67
日本公衆衛生協会,1974,『環境保健レポート 環境と公害情報資料 いわゆる“第三水俣病”問題関連資料集』
- 原太一,1974,「第三水俣病は“シロ”か?」『技術と人間』8月号;38-39
原田正純,1985,『水俣病は終わっていない』岩波新書
———,1992,『水俣の視図—弱者のための環境社会学—』立風書房
- 藤野礼・平田宗男・上妻四郎,1991,「徳山湾沿岸住民健康調査報告」『医学評論』90;1-11
本田靖春,1973,「知らぬまに名ざされた第三水俣病患者候補のこれから」『週刊現代』6-7日号
山口誠哉,1991,『有明海第三水俣病』国際環境科学研究所
若月俊一,1973,「農薬汚染の現状」『公害研究』2-3;28-36

表1 「第三水俣病」問題と“水銀パニック”の概要

年月日	問題の概要	有明町の状況	全国の動き
1973. 3. 22	熊本県公害局が宇土市緑川河口付近で魚介類の水銀汚染調査結果を熊本県議会厚生委員会に「日本合成のたれ流しによる疑いがきわめて濃く、有明海も水銀汚染」の最新資料として重視、同県厚生委員会に報告。		この頃から全国で奇形魚の多発、クジラの水銀汚染が問題になりはじめる。
1973. 5. 22	朝日新聞「有明海に「第三水俣病」／天草・有明町で8人の患者」と一面トップのスクープ記事。 ・熊本県知事が漁獲規制措置、住民の健康調査、環境調査等の緊急措置をとる旨、記者会見。 ・福岡通産局が日本合成化学熊本工場（宇土市）に立ち入り調査。 ・通産省、アセトアルデヒド生産7社の代表から事情聴取。	国会議員団、マスコミ各社が有明町を訪れ、住民は恐怖と不安に陥る。 ・「患者」とされた人々に取材殺到。 ・漁協総会開催。今後の対策を検討。	○第三水俣病問題によって有明海の魚介類のセリが中止される。有明産魚の市場凍結。
1973. 5. 23	政府合同調査団派遣（環境庁、厚生省、水産省、通産省）。 ・政府と有明海4県（福岡、佐賀、長崎、熊本）が今後の対策について検討。 ・社会党調査団が現地入り。		
1973. 5. 24	第三水俣病政府調査団が日本合成を視察。 ・共産党、公明党調査団が現地入り。	有明沿岸8漁協長が熊本県庁を訪れ、問題の早急の鎮静化を要望。	北海道留辺蘂(るべい)で水銀汚染が明らかになる。
1973. 5. 25	環境庁、「第三水俣病」の調査を終え、有明町を水俣病の指定地域とする方向で検討。6月の有明海的环境汚染調査と住民検診の結果をまとめて施行令を改正、指定地域とする方針をだす。 ・通産省が5月22日のアセトアルデヒド製造7社8工場の未回収水銀量調査結果を発表。 ・滝沢行雄保存、宇井純取得による日本合成の廃液（1960年ごろ採取）から1,000ppm以上のメチル水銀が検出される。 ・水俣病対策各省庁連絡会議。	熊本県公害局局長を招き、役場会議室で説明会を開催。	
1973. 5. 26		県議会公害対策特別委員会に「十年後の水俣病に関する疫学的、臨床医学的病理的研究報告書にもとづく対策について」陳情。	
1973. 5. 28	熊本県知事が有明海産の魚介類の安全性について近く通達を出す方針を示す。		○神戸市衛生局の調査の結果、有明産のベラが無害と断定される。
1973. 5. 29		ベラ漁再開。	
1973. 6. 1	水銀法による塩化ビニール製造工程での未回収水銀量を通産省が発表。		
1973. 6. 2	宇土市および三角町の熊本大学武内教授の剖検2例に水俣病の疑いがあるとの報道。		
1973. 6. 4		有明町と町内4漁協が熊本県議会経済委	

「第三水俣病」問題の現在の位相 (I)

1973. 6. 6	衆議院、公害対策並びに環境保全特別委員会開催。	員会全委員に陳情書を提出。	
1973. 6. 7	徳山曹達で水銀307tが行方不明になっていることがわかる。同社のヘドロ浚渫に対し、山口県が中止命令を出す。	○この頃から魚の値段が暴落。魚が売れなくなる。市場からも拒まれるようになる。	○この頃から第四、第五の水俣病疑惑が全国の水銀使用工場付近で次々と発生する。未回収水銀問題もクローズアップされる。漁民騒動が各地で展開される。港の封鎖、排水口封鎖など、激しい抗議運動が起こる。主な抗議運動は以下の通りである。
1973. 6. 8	・熊本大学医学部の診断で、福岡県大牟田市に類似患者がいることがわかる。 柳川市住民から同町に住む父親が水俣病ではないかという訴えがある。		18～19日、福井県敦賀市漁民の漁民抗議
1973. 6. 8	・6月7日の福岡県の類似患者が九州大学医学部でも「水俣病の疑いが強い」と診断される。	国会調査団（農林水産委員会）に約500人が参加の大集会開催。	19日、愛媛県新居浜市の漁民抗議
1973. 6. 10			
1973. 6. 12	水銀汚染対策会議設置にむけて閣議了解。 ・自民党「水銀、PCB等対策本部」設置を決定。 ・水俣病対策各省庁連絡会議開催。		
1973. 6. 14	第1回水銀等汚染対策推進会議開催。		
1973. 6. 17	熊本県在住医師団から徳山湾に面した新南陽市で水俣病類似患者1名、有機水銀中毒の影響を否定できない者1名がいると発表があった。いわゆる「第四水俣病」疑惑。	衆議院ならびに環境保全特別委員会の現地調査団に約800人が参加して陳情。	25日、大阪湾沿岸の漁民抗議及び岡山県魚連・佐賀県玄海魚連・福岡県魚連の総決起大会とデモ
1973. 6. 18		町内4漁協から150人が有明海沿岸漁民(2,000人)とともに日本合成宇土工場に抗議デモ。	
1973. 6. 21	環境庁が有明海周辺住民健康調査検討委員会を発足させ、沿岸住民の健康調査を行うことを決定した。(対象は福岡県2万人、佐賀県2万人、熊本県2万3千人、長崎県1万6千人；計7万9千人となった。)	日本合成宇土工場が漁民の要求(漁価暴落補償と休業補償、排水の完全浄化等)をほぼ全面受入れ。	○またこの頃東京で水俣病にかかったと思われる猫がみつかる。
1973. 6. 22	汚染による漁業被害関係者に一世帯あたり50万円のつなぎ融資を行う旨の閣議決定。	・定例議会にて水俣病対策予算(見舞金や漁業者へのつなぎ資金の融資)計上。	○東京都の調べで魚屋さんに水銀汚染が多いことがわかる。
1973. 6. 24	魚介類の水銀に係る暫定基準設定(厚生省)。	・島子漁協が漁民救済のため町・議会に造船所誘致を陳情。	○この頃、職場労働者の無機水銀中毒が問題になる。
1973. 6. 25	第2回水銀等汚染対策推進会議開催。	採択される。(但し誘致反対運動のため話は立ち消え。)	○この頃から、魚介類の汚染問題の政治問題化がすすむ。
1973. 6. 26	厚生省24日発表と異なる基準を設定。		○水銀使用工場の技術転換が具体的課題として俎上に上がってくる。
1973. 7. 1	大牟田市の水俣病類似患者、九州大学で「水俣病ではない」と結論が出される。		
1973. 7. 11		熊本県議会厚生委員会来町。	○この頃水銀汚染に対する抗議運動が漁民から消費者団体、魚屋、寿司屋にまで波及。
1973. 7. 13	環境庁で第二回有明海周辺住民の健康調査検討委員会開催。		

1973. 7. 20		熊本県有明海産魚介類の水銀汚染心配なしと報告（第1回）。	○汚染源企業が汚染魚買取りなどの対策
1973. 7. 21	水銀汚染調査検討委員会発足。		
1973. 7. 24	水銀等汚染対策として予備費 1,162,000千円を計上する旨閣議決定。		
1973. 7. 28	有明海、八代海総合環境調査実施。		
1973. 8. 2		県の有明産魚介類調査結果（第2回）。安全性確認される。	○水銀パニックが社会的、政治的配慮のもとに収束しはじめる。
1973. 8. 17	水銀汚染対策検討委員会分科会健康調査分科会は第三水俣病と疑われた10人のうち2人を「現時点では水俣病でない」と結論。	有明町住民2人の水俣病否定報道に住民の反応は複雑。	
1973. 11. 2	水銀汚染調査検討委員会健康調査分科会専門部会「有明海周辺住民の水銀に係る健康調査方式」発表。		
1973. 11. 9	水銀汚染調査検討委員会環境分科会、9水域の調査結果発表。		
1973. 11. 10	第3回水銀等汚染対策推進会議開催。		
1974. 3. 23	水銀汚染調査検討委員会健康調査分科会、福岡県2人、佐賀県12人の健康調査結果発表。（有機水銀中毒症と判定される者はいだされなかった）。		
1974. 6. 7	水銀汚染調査検討委員会健康調査分科会、有明町の残り8人は疑いなし、熊本県5人のうち1人は患者の疑い、他の4人は疑いなしと結論。	有明町の第三水俣病疑惑に完全に終止符が打たれる。	○第三水俣病問題の終結とともに、各地での水俣病発生騒動にも終止符が打たれてゆく。
1974. 7. 12	水銀汚染調査検討委員会健康調査分科会、水俣病と考えられる患者は見いだされないと判定。剖検2例については、水銀による中毒と考えられないと結論。		

[参考文献] 日本公衆衛生協会, 1974, 「いわゆる“第三水俣病”問題の経過」『環境保健レポート』; pp. 3-4
 梶原久子・内山英治, 1973, 「日録・1973年魚汚染騒動」『公害研究』3-2 ; pp. 64-68
 有明町役場, 1973, 「広報有明」No.98-102
 その他、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、西日本新聞、熊本日日新聞等参照。